施術費利用券助成申請の受付を始めます 福祉タクシー、 はり・きゅう等

される場合は手続きが必要となります。 平成29年4月以降、「福祉タクシー」および「はり・きゅう等施術費」の助成制度を利用

用申請書を提出してください。(現在使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利

引証は4月以降利用できなくなります。)

福祉タクシー利用の助成

助成します。

一有効期限

ていただき、健康の増進を図 金)を助成する制度です。 シーの利用料の一部(基本料 ることを目的に、町内タク 参加の促進や通院等に利用し 高齢者または障害者の社会

■利用対象者

ちの方および満80歳以上の方 保健福祉手帳1~3級をお持 療育手帳A・B、精神障害者

■交付枚数

満80歳以上・・・・ 年間12枚 身体障害者等・・・ 年間24枚 人工透析患者 ••• 年間48枚

した場合に限り、 町内のタクシー業者を利用 基本料金を

身体障害者手帳1~4級、 療育手帳 身体障害者手帳

印鑑

精神障害者保健福祉手帳

助成 はり・ きゅう等施術費の

図り、健康の増進に寄与する ことを目的に、あん摩・マッ 老後の生活と心身の安定を

4月1日~平成30年3月31 度です。 の施術費の一部を助成する制 サージ・指圧・はり・きゅう

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚 (1)月4

出張所・福祉課(たちばなケ

○場所 各総合支所窓口・各

■申請手続き

■内容

○持参するもの アプラザ内)

場合に、 り・きゅう等の施術を行った に800円を助成します。 場合に700円、併術の場合 町の指定する施術所で、は 1回につき、1術の

■有効期限

日 4月1日~平成30年3月31

■申請手続き

○場所 出張所・福祉課(たちばなケ 各総合支所窓口・各

> アプラザ内) 方は平成29年3月8日州まで ◎4月からご利用になりたい ○持参するもの 印鑑

に申請してください。

■問い合わせ

30820 (77) 5505 福祉課

戦没者等のご遺族の皆様 第10回特別弔慰金の申請について

■支給対象者

す。 者等の妻や父母等)がいない 位のご遺族お一人に支給しま 場合に、次の順番による先順 戦没者遺族等援護法による遺 る公務扶助料」や「戦傷病者 準日)において、「恩給法によ 族で、平成27年4月1日 族年金」等を受ける方(戦没 戦没者等の死亡当時のご遺

1 法による弔慰金の受給権を 戦傷病者戦没者遺族等援護 取得した方 平成27年4月1日までに

2 戦没者等の子

係を有していること等の要件 3 ※戦没者等の死亡時、 祖父母④兄弟姉妹 戦没者等の①父母②孫(生計関 3

> 姪等) り、 者等の三親等内の親族 順番が入れ替わります。 前記1から3以外の戦没 (甥

していた方に限ります。 続き1年以上の生計関係を有 ※戦没者等の死亡時まで引き

■支給内容

額面25万円

5年償還の記名国債

■請求期間

きなくなりますので、 30年4月2日まで 特別弔慰金を受けることがで 請求期間を過ぎると第10 平成27年4月1日から平成 ご注意 口

■問い合わせ

ください。)

福祉課

30820 (77) 5505

を満たしているかどうかによ